

高度人材ポイント制の見直しの方向性（外国人受入れ制度分科会における結論）

高度人材認定における評価の見直し

○年収要件等に係る見直し

例：高度学術研究活動について、研究実績の評価項目のポイントを引き上げることも含め、年収要件等に関する見直しを行う。

○年収として認める報酬の範囲に係る見直し

例：高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について、所属機関の海外親会社などの関係機関から受ける報酬を年収要件の判断に反映させることができるようにする。

○ボーナスポイント項目に係る見直し

例：MBA等一定の資格取得事実をボーナスポイント項目として追加する。

優遇措置の見直しの方向性

○永住許可に係る優遇措置の見直し

- 労働市場や社会保障制度への影響に配慮し、在留状況の的確な把握等の措置をとることを前提として、永住を認める要件としての在留歴を短縮する。
- 永住が認められた後も継続して優遇措置の適用を受けることができる措置を講じる。

○親・家事使用人の帯同に係る優遇措置の見直し

- 親・家事使用人の帯同に係る優遇措置を一層利用しやすいものとするための見直しを行う。

高度人材外国人受入推進のための国家戦略的検討の強化

○高度人材外国人の受入れを本格的に推進するためには、出入国管理上の優遇措置にとどまらず、他の行政分野における施策を含む総合的な受入推進を図るため、国家戦略的な検討を強化すべきである。